

表4：主な都城島津家史料の紹介

	史料名	作成年	内容
1	琉球国王宛朝鮮国王国書	1500	日本国内に残存する最古のものであるという。漂着した琉球国の人びとを送還することを知らせたもの
2	三国筆苑	不明	鎌倉時代から江戸時代初期の島津家重臣によって書かれた文書・和歌・漢詩類が貼り付けられた、鑑状に仕立て上げられてもので、ほとんどが原本。なお、『宮崎県史 史料編 中世2』で全文翻刻
3	本田文書	中世～近世	都城島津家臣本田家から献上。特に後醍醐天皇綸旨や足利尊氏御教書は注目される
4	列朝制度		鹿兒島藩の藩法集ともいべきもの。活字化されており、都城島津家のものが底本とされた
5	庄内地理志	近世後期	都城島津家が独自に編纂。112巻と拾遺1巻の全113巻。103巻が現存。都城の風土、名所・旧跡、土産、由来、政治機構、当時残る古文書・古記録、系図、社寺縁起、棟札、石塔等を収録＝都城の百科全書。これらにはいくつかの写本があり、その活用の広さを物語っている(表5)
6	役所日記	近世初期～後期	古くは、江戸時代初期である寛永期のものがある。都城島津家内の各役所で作成されたもの。庄内地理志を編さんした記録所の日記もある。近世初期には行政機構が成立していたことを示す貴重な史料
7	上井覚兼日記(写し)	近世か	戦国時代、宮崎地頭を務めた上井覚兼の日記。原本は東京大学史料編纂所所蔵。活字化されており、このとき都城島津家本も参照されている
8	安永諏訪御神事二付萬覚書 全	近世中期	都城島津家では、現在の都城市庄内町に諏訪神社を建立、そこに領主が参拝していた。その参拝儀式のあり方についてまとめたもの
9	御文書令臨	近世前期	都城島津(北郷)家伝来の文書を写したもの。乾・坤2冊からなり、南北朝期(14世紀)から寛永年間(1624～44)の史料133点を収録。原本が失われたものも多く、南九州の歴史を知りうる貴重な史料
10	滑川屋敷図	近世後期	鹿兒島城下にある都城屋敷図。このような詳細な屋敷図は他の私領の領主のものは見つかっていない
11	武具・甲冑類	中世～近世	武具甲冑の多さが特徴。鎧の一部は室町時代までさかのぼるものがある。現在調査中
12	屏風	近世初期～後期	高麗虎狩図屏風や鳳凰・麒麟図屏風、波など。現在調査中
13	肖像画	近世前期～	都城領主やその夫人などの肖像画が残存。特徴的なのは、女性の肖像画が多数あること。このように女性の肖像画が多いのは他には余り見られないという

表5：「庄内地理志」諸本

	A 本	B 本	C 本	東大史料編纂所本	図書館本
種別	原本	写本	写本	写本	写本
表紙色	青灰色	白	白 簡易	白	白
表題	庄内地理志	莊内地理志	莊内地理志	さまざま	さまざま
筆者	荒川儀方	荒川儀一・大河原隆作 外数人	不明	内閣修史局編集久米邦武・北諸県 郡役所	鶴田千蔵
備考		A本をそのまま書写	絵図省略あり 簡易	明治20年(1887)11月久米邦武が 北諸県郡役所に委託し謄写	昭和11年頃、島津家が鶴田に委託し謄写

る必要がある。そこで、都城市では寄贈を受けた都城島津家伝来の史料を市民に還元するために、基礎作業として、その調査事業を平成十八年度から開始した。

## (2) 都城島津家史料調査整理事業について

都城島津家史料の総点数や内容について、具体的に明らかにするために、都城市では平成十八年度からその目録作成事業を開始した。これは、文化庁と宮崎県から事業費の半額を超える補助を受けて行っており、事業名は「島津家伝来史料 史料調査事業」(都城市での事業名は「島津家伝来史料目録作成事業」)である。実務は教育委員会文化財課島津家史料目録作成担当が行い、事業期間は平成十八年度から二十一年度までの四か年、総事業費は二〇八〇万円を見込んでいる。

事業は、目録を作成することで、その詳細な点数ならびに内容について明らかにすることを目的とし、最終年度には調査報告書の刊行を計画している。その目録作成の方法は、古文書・古記録については、史料一点ごとに法量・紙質・史料表題・内容・年代等を記録し、御道具類については、材質や寸法、作成年代の推定、また武器・甲冑類についてはパーツごとの作成年代を推定し、寸法や重量も計測するという詳細なものである。市では今回の調査事業を、国の重要文化財指定を目指し、その調査として活用できる資料を作成する事業として位置付けて、作業を行っているところである。また、目録作成に関わり、専門的な立場からの意見を聴取し、指導を仰ぐために、学識経験者によって構成する都城島津家史料活用調査委員会を設置し、年一回、委員会を開催している。なお、この委員会の委員にはあわせて史料の調査も依頼している。さらに、年一回、文化庁調査官を招き、調査作業についての助言を得ているのである。このような体制で作業を進めており、平成十九年末現在で、全体のおおよそ半分の史料の整理が終了した。

## 三 史料の保存と公開に向けて

以上、都城島津家史料の市への寄贈へ至る経緯や目録作成事業等についてみてきたが、ここではその史料の今後の保存・公開に向けての課題について検討していきたい。

### (1) 都城島津家史料の位置づけ

まず、現在の調査状況から、都城島津家史料の位置づけを行っておこう。

史料の残存状況はきわめて良好で、保存状態も悪くない。一紙文書よりも冊子形態の記録類や漢籍類が多く残されている。都城島津家伝来の史料は、その家の社会的・政治的位置から、都城地域を理解する上で欠かすことができないものであり、公文書としての性格を有しているといえる。その質量から、このような重要な史料を現在まで保存してきたことは都城市民の誇りであるといつて過言ではない。学術的にみれば、東京大学史料編纂所が所蔵する「島津家文書」とともに、南北朝時代から一貫してこの地域の領主であり、史料がほぼ欠かさずに残されていることから、全国的にも注目されているのである。すなわち、都城のみならず、南九州地域の歴史研究に不可欠な史料といえよう。

近世社会は將軍―大名―家臣という序列があり、上位者が圧倒的に優位な高度に集権化された秩序を有していたといわれる。したがって、在地領主は家臣化することでその自立性を喪失したといわれてきた<sup>20</sup>。しかし、大名家内部にも中世以来の在地領主の系譜・知行地を有する家臣が存在しており、複合的・重層的な権力秩序を有していたとみることもできる。最近はこうした観点から、上位権力の圧倒的優位、家臣の主君への従属性の強さという指摘に対し、武士の自律性を評価する研究が行われるようになってきたのである<sup>21</sup>。こうした研究動向とあわせて考えると、都城島津家伝来の史料は、

大名家臣団の自律性を具体的に検討することができる史料群として位置づけられよう。

## (2) 史料の保存と公開

まず、収集史料の保存について考えてみたい。これまでみてきたように、都城島津家史料には、日本に現存する最古で、しかも真書とされる朝鮮国王国書を含んでいる。これらは全国から注目されており、その整理・保存・公開は急務である。これまで都市では、都城島津家史料の展示公開を行ってきたが、寄贈を記念して都城歴史資料館と宮崎県総合博物館で行った都城島津家伝来史料展は前者が十四日間で四二六三人、後者が二十一日間で一万一三六六人の入館者数であった。これは前者が十四日間で年平均の半数、後者は例年の同時期の展覧会を大きく上回る数であり、市民の関心の高さが窺えよう。

こうした状況と、市史編さん事業で掲げた史料保存の方針等とあわせて考えると、これまで島津家において保存・継承されてきた都城島津家史料を、今後どのように継承していくかが課題となる。また、市に移管されたということは、史料が公的なものになったということである。公的なものとなれば、市民共有の財産となるということであり、都市にはきつちりと保存し、広く公開する責務が生じることになる。このことは、公文書館法にも謳われているのである。

公文書館法とは、昭和六十二年十二月十五日付で公布され、翌年六月一日に施行された法律で、日本の国・地方公共団体が設置する公文書館に関する国の法規である。これは、公文書等を歴史資料として位置づけ、その保存と利用に供する責務が、国及び地方公共団体にあることを定めたものである。それを行う機関が「公文書館」なのである。「公文書等」とは、公文書とその他の記録をさし、「公文書」は国や地方公共団体が職務遂行上に、作成または收受し

た文書のこと、「その他の記録」とは公文書以外のすべての記録のことを示している。したがって、後者には私たちの生活において作成されたすべての記録が念頭に置かれ、家に伝来する古文書・古記録等はいずれにおよばず、地図や写真、音声記録等も含まれるのである。簡単に言えば、国や地方公共団体には、歴史資料になり得るあらゆる文書・記録類を収集・保存し、広く市民に提供する責務があるということである。また、都城島津家史料は国の文化財指定を目標して調査事業を行っていることから、それは日本国民の財産となることを目指していることになる。こうしたことから考えると、さらに広く公開することを考えていかななくてはならない。すなわち、今後も永く保存し将来へ伝え、さらに国民全体に提供する責務が都市に生じたといえるのである。

平成十六年十月に正式に寄贈を受けた都城島津家史料は、現在、都市立図書館の収蔵庫に保存している。これは以前、図書館に郷土館が併設されていたときに、所蔵史料の収蔵庫として設置されたもので、ある程度の湿度管理は可能な施設ではあるが、温度管理等現在の保存環境基準から考えると十分なものとはいえなくなっている。また、容量が小さく手狭なために、史料が機能的に保存できていないのである。加えて、都城島津家史料活用調査委員会開催時に文化庁調査官が来訪した際、史料や収蔵庫を視察した上で、これだけの史料であるから、保存のあり方は今後の課題であるとされた。このほか、最近の史料保存について、史料が伝来してきた場所に保存すべきであるという考え方があり、それは、史料の保存されている状態自体も史料という考え方で、それらも加味して史料の位置づけを行うというものである。都城島津家は、当初、山田町薩摩迫に居を構えたとき、その後都島町の城館都城、一國一城令後には姫城町の領主館、そして版籍奉還後に鹿見島に移った後に現在の早鈴町に居住するようになった。史料も移住にあわせて移動したのである。居所の移転に伴って史料も移動しており、それ自体が歴史な